

号外第3 (令和6年3月29日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市 GREEN × EXPO 2027 推進基金条例【都市整備局国際園芸博覧会推進課】	3
△	横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事課】	4
△	横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例【総務局人事課】	6
△	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	7
△	横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	8
△	横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】	10
△	横浜市介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】	11
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防課】	14
△	横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例【医療局病院経営本部病院経営課】	16
△	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	17
△	横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局障害施策推進課】	29
△	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局高齢施設課】	53
△	横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】	122
△	横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例【議会局秘書広報課】	125

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 市 GREEN × EXPO 2027 推 進 基 金 条 例
- 2 横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 3 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 4 横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例
- 5 横 浜 市 地 域 療 育 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ
ン セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 6 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 7 横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 8 横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 9 横 浜 市 病 院 事 業 の 経 営 す る 病 院 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 10 横 浜 市 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 等 の 一
部 を 改 正 す る 条 例
- 11 横 浜 市 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 事 業 等 の 人 員 、 設 備 、 運 営 等 の
基 準 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 12 横 浜 市 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に
関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 13 横 浜 市 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 14 横 浜 市 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条 例 の 一
部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 条 例 第 12 号

横 浜 市 GREEN × EXPO 2027 推 進 基 金 条 例

(目 的 及 び 設 置)

第 1 条 旧上瀬谷通信施設において開催される GREEN × EXPO 2027 (令 和 九 年 に 開 催 さ れ る 国 際 園 芸 博 覧 会 の 準 備 及 び 運 営 の た め に 必 要 な 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 (令 和 4 年 法 律 第 15 号) 第 1 条 に 規 定 す る 令 和 9 年 に 開 催 さ れ る 国 際 園 芸 博 覧 会 を い う 。) に 関 す る 事 業 の 推 進 に 資 す る た め 、 横 浜 市 GREEN × EXPO 2027 推 進 基 金 (以 下 「 基 金 」 と い う 。) を 設 置 す る 。

(積 立 て)

第 2 条 基 金 に 積 み 立 て る 額 は 、 歳 入 歳 出 予 算 を も っ て 定 め る 。

(管 理)

第 3 条 基 金 に 属 す る 現 金 は 、 金 融 機 関 へ の 預 金 そ の 他 確 実 かつ 有 利 な 方 法 に よ り 保 管 し な け れ ば な ら ない 。

2 市 長 は 、 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 基 金 に 属 す る 現 金 を 確 実 かつ 有 利 な 有 価 証 券 に 代 え る こ と が で き る 。

(運 用 益 金 の 処 理)

第 4 条 基 金 の 運 用 か ら 生 ず る 収 益 は 、 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て 、 基 金 に 積 み 立 て る も の と す る 。

(処 分)

第 5 条 基 金 は 、 そ の 設 置 の 目 的 を 達 成 す る た め 必 要 が あ る 場 合 に 限 り 、 そ の 全 部 又 は 一 部 を 処 分 す る こ と が で き る 。

(繰 替 運 用)

第 6 条 市 長 は 、 財 政 上 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 基 金 に 属 す る 現 金 を 確 実 な 繰 戻 し の 方 法 、 期 間 及 び 利 率 を 定 め て 、 歳 計 現 金 に 繰 り 替 え て 運 用 す る こ と が で き る 。

(委 任)

第 7 条 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 市 長 が 定 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第13号

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「温暖化対策統括本部

- (1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

政策局

を

「脱炭素・GREEN × EXPO 推進局

- (1) 脱炭素化に係る政策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項

- (2) GREEN × EXPO 2027 及び旧上瀬谷通信施設地区に関する事項

政策経営局

に、

「(5) 他の局の主管に属しない事項」

を

「(5) 他の局の主管に属しない事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

に、

「環境創造局

- (1) 環境の創造及び保全に関する総合的な企画、調整及び実施に関する事項

を

「みどり環境局

- (1) 公園、みどり及び農に関する事項

- (2) 環境の保全に関する事項

下水道河川局

- (1) 下水道及び河川に関する事項

に改め、「(2) 河川に関する事項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(横 浜 国 際 港 都 建 設 審 議 会 条 例 の 一 部 改 正)

- 2 横 浜 国 際 港 都 建 設 審 議 会 条 例 (昭 和 39 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 83 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 7 条 中 「 政 策 局 」 を 「 政 策 経 営 局 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 環 境 創 造 審 議 会 条 例 の 一 部 改 正)

- 3 横 浜 市 環 境 創 造 審 議 会 条 例 (平 成 6 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 19 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 11 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

横 浜 市 条 例 第 14 号

横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 (昭 和 28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 16,742 人 」 を 「 16,735 人 」 に 、 「 1,532 人 」 を 「 1,550 人 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 56 人 」 を 「 55 人 」 に 、 「 57 人 」 を 「 56 人 」 に 改 め 、 同 項 第 3 号 中 「 19,530 人 」 を 「 19,665 人 」 に 改 め 、 同 項 第 8 号 中 「 3,665 人 」 を 「 3,671 人 」 に 、 「 3,666 人 」 を 「 3,672 人 」 に 改 め る 。

(地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 (令 和 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 26 号) 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 45,933 人 」 を 「 46,066 人 」 に 、 「 2,542 人 」 を 「 1,936 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 15 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 （ 平 成 22 年 3 月 横
浜 市 条 例 第 10 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 3 項 第 3 号 中 「 （ 以 下 「 年 少 子 女 」 と い う 。 ） 」 を 削 り
、「 法 第 15 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 額 」 を 「 法 第 15 条 の 2 の 規 定
の 例 に よ り 算 定 し た 額 」 に 改 め 、 同 条 第 4 項 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第16号

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

(横浜市地域療育センター条例の一部改正)

第1条 横浜市地域療育センター条例(昭和60年6月横浜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号を次のように改める。

(1) センターを利用する場合(次に掲げるサービスを利用する場合に限り、法第21条の6の規定により利用する場合を除く。)は、次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は法第21条の5の29第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

イ 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額

ウ 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援法第24条の26第2項に規定する費用の額

別表中「横浜市磯子区」の次に「及び金沢区」を加える。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例(昭和62年3月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

(1) リハセンターを利用する場合(次に掲げるサービスを利用する場合に限り、児童福祉法第21条の6の規定により利用する場合を除く。)は、次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援同法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は同法第21条の5の29第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

イ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援同法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額

ウ 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談

支 援 同 法 第 24 条 の 26 第 2 項 に 規 定 す る 費 用 の 額
附 則
こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 17 号

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 (昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

付 則 第 2 項 から 第 17 項 ま で を 削 る 。

付 則 第 18 項 中 「 付 則 第 6 項 及 び 前 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 及 び 「 付 則 第 13 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 を 削 り 、 「 、 第 16 条 の 9 、 付 則 第 7 項 並 び に 付 則 第 14 項 」 を 「 及 び 第 16 条 の 9 」 に 改 め 、 同 項 を 付 則 第 2 項 と す る 。

付 則 第 19 項 中 「 付 則 第 9 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 及 び 「 付 則 第 16 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 を 削 り 、 同 項 を 付 則 第 3 項 と す る 。

付 則 第 20 項 を 付 則 第 4 項 と す る 。

付 則 第 21 項 の 見 出 し 中 「 平 成 30 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で の 各 年 度 に お け る 」 を 削 り 、 同 項 中 「 平 成 30 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で の 各 年 度 に お け る 」 を 「 当 分 の 間 、 」 に 、 「 付 則 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 13 条 及 び 付 則 第 10 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 を 「 第 13 条 及 び 」 に 、 「 付 則 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 13 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 付 則 第 3 項 」 及 び 「 同 項 」 と あ る の は 「 付 則 第 21 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 、 付 則 第 3 項 」 と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 条 第 1 号 イ 」 を 「 第 13 条 第 1 号 イ 」 に 、 「 附 則 第 22 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 69 条 」 を 「 附 則 第 7 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 69 条 」 に 改 め 、 「 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 号 エ 中 「 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 」 と あ る の は 「 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 病 床 転 換 支 援 金 等 並 び に 」 と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 」 を 削 り 、 「 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 号 イ 中 「 第 70 条 第 1 項 」 と あ る の は 「 附 則 第 22 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 70 条 第 1 項 」 と 、 付 則 第 10 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 16 条 の 2 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 付 則 第 10 項 」 と あ る の は 「 付 則 第 21 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 、 付 則 第 10 項 」 と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 条 第 1 号 」 を 「 第 16 条 の 2 第 1 号 」 に 改 め 、 同 項 を 付 則 第 5 項 と す る 。

付 則 第 22 項 を 付 則 第 6 項 と す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 18 号

横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 介 護 保 険 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 27 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 3 条 の 2 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(保 健 福 祉 事 業)

第 3 条 の 3 横 浜 市 は 、 保 健 福 祉 事 業 と し て 、 要 介 護 被 保 険 者 を 現 に 介 護 す る 者 の 支 援 の た め に 必 要 な 事 業 そ の 他 の 必 要 な 事 業 を 行 う 。

2 前 項 の 事 業 に 関 し て 必 要 な 事 項 は 、 市 長 が 定 め る 。

第 4 条 中 「 令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で 」 を 「 令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で 」 に 改 め 、 同 条 第 1 号 中 「 19,500 円 」 を 「 15,880 円 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 27,300 円 」 を 「 27,000 円 」 に 改 め 、 同 条 第 3 号 中 「 46,800 円 」 を 「 46,470 円 」 に 改 め 、 同 条 第 4 号 中 「 70,200 円 」 を 「 71,490 円 」 に 改 め 、 同 条 第 5 号 中 「 78,000 円 」 を 「 79,440 円 」 に 改 め 、 同 条 第 6 号 中 「 83,460 円 」 を 「 85,000 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 第 38 条 第 1 項 第 1 号 ハ 」 を 「 第 38 条 第 1 項 第 6 号 イ 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 又 は 第 14 号 イ 」 を 「 、 第 14 号 イ 、 第 15 号 イ 、 第 16 号 イ 又 は 第 17 号 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 7 号 中 「 85,800 円 」 を 「 87,380 円 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 又 は 第 14 号 イ 」 を 「 、 第 14 号 イ 、 第 15 号 イ 、 第 16 号 イ 又 は 第 17 号 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 8 号 中 「 99,060 円 」 を 「 100,880 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 2,500,000 円 」 を 「 2,100,000 円 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 又 は 第 14 号 イ 」 を 「 、 第 14 号 イ 、 第 15 号 イ 、 第 16 号 イ 又 は 第 17 号 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 15 号 中 「 234,000 円 」 を 「 278,040 円 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 18 号 と し 、 同 条 第 14 号 中 「 218,400 円 」 を 「 258,180 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 15,000,000 円 以 上 20,000,000 円 未 満 」 を 「 20,000,000 円 以 上 30,000,000 円 未 満 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 17 号 と し 、 同 条 第 13 号 中 「 202,800 円 」 を 「 238,320 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 15,000,000 円 」 を 「 20,000,000 円 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 16 号 と し 、 同 条 第 12 号 中 「 177,840 円 」 を 「 198,600 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 7,000,000 円 」 を 「 7,200,000 円 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 第 14 号 イ 」 を 「 第 17 号 イ 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 15 号 と し 、 同 条 第 11 号 中 「 152,880 円 」 を 「 154,900 円 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 5,000,000 円 以 上 7,000,000 円 未 満 」 を 「 4,200,000 円 以 上 5,200,000 円 未 満 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 第 13 号 イ 又 は 第 14 号 イ 」 を 「 第 14 号 イ 、 第 15 号 イ 、 第 16 号 イ 又 は 第 17 号 イ 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 12 号 と し 、 同 号 の 次 に 次 の 2 号 を 加 え る 。

(13) 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 170,790 円

ア 当 該 保 険 料 の 賦 課 期 日 の 属 す る 年 の 前 年 の 合 計 所 得 金 額 が 5,200,000 円 以 上 6,200,000 円 未 満 で あり 、 か つ 、 前 各 号 の

いずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 186,680 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が6,200,000 円以上 7,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第10号中「131,820 円」を「139,020 円」に改め、同号ア中「3,500,000 円以上 5,000,000 円未満」を「3,200,000 円以上 4,200,000 円未満」に改め、同号イ中「、第12号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「120,900 円」を「123,130 円」に改め、同号ア中「3,500,000 円」を「3,200,000 円」に改め、同号イ中「、第11号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 103,270 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,100,000 円以上 2,500,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第6条第1項の表を次のように改める。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	1,660円	1,580円
第4条第2号に該当する者	2,700円	2,700円

第4条第3号に該当する者	4,710円	4,640円
第4条第4号に該当する者	7,230円	7,140円
第4条第5号に該当する者	7,980円	7,940円
第4条第6号に該当する者	8,500円	8,500円
第4条第7号に該当する者	8,810円	8,730円
第4条第8号に該当する者	10,160円	10,080円
第4条第9号に該当する者	10,390円	10,320円
第4条第10号に該当する者	12,340円	12,310円
第4条第11号に該当する者	13,920円	13,900円
第4条第12号に該当する者	15,490円	15,490円
第4条第13号に該当する者	17,160円	17,070円
第4条第14号に該当する者	18,740円	18,660円
第4条第15号に該当する者	19,860円	19,860円
第4条第16号に該当する者	23,850円	23,830円
第4条第17号に該当する者	25,890円	25,810円
第4条第18号に該当する者	27,840円	27,800円

別表健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 19 号

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 （ 昭 和 48 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 70 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 47 条 第 1 項 第 1 号 中 「 主 要 構 造 部 」 を 「 特 定 主 要 構 造 部 」 に 改 め、 同 項 第 2 号 中 「 主 要 構 造 部 」 を 「 特 定 主 要 構 造 部 」 に 改 め、「 若 しく は 」 の 次 に 「 主 要 構 造 部 が 」 を 加 え る 。

第 51 条 第 1 項 第 1 号 中 「 主 要 構 造 部 」 を 「 特 定 主 要 構 造 部 」 に、「 また は 」 を 「 又 は 」 に、「 も しく は 」 を 「 若 しく は 」 に 改 め、 同 項 第 2 号 及 び 第 3 号 中 「 主 要 構 造 部 」 を 「 特 定 主 要 構 造 部 」 に 改 め る 。

別 表 第 8 中

「

5,000 円
3,500 円
4,000 円

」

を

「

5,800 円
3,800 円
4,400 円

」

に、

「

3,500 円
3,000 円
6,000 円
3,500 円

」

を

「

4,300 円

3,800 円
6,800 円
4,000 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 20 号

横 浜 市 病 院 事 業 の 経 営 す る 病 院 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 病 院 事 業 の 経 営 す る 病 院 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 中 「 横 浜 市 立 市 民 病 院 に あ っ て は 第 2 号 、 」 及 び 「 第 2 号 の 2 」 を 削 り 、 同 項 第 2 号 中 「 と き 」 の 次 に 「 （ 次 号 に 規 定 す る 場 合 を 除 く 。 ） 」 を 加 え る 。

第 11 条 第 2 項 中 「 第 2 号 及 び 」 を 削 り 、 「 同 条 第 1 項 第 2 号 の 2 」 を 「 同 条 第 1 項 第 2 号 中 「 企 業 管 理 規 程 （ 以 下 「 規 程 」 と い う 。 ） で 」 と あ り 、 並 び に 同 項 第 2 号 の 2 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 病 院 事 業 の 経 営 す る 病 院 条 例 の 規 定 は 、 この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 利 用 に 係 る 使 用 料 に つ い て 適 用 し 、 同 日 前 の 利 用 に 係 る 使 用 料 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横浜市条例第21号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第90条—第94条)」を「第11章 削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第41条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第64条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第65条第13項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第75条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第76条第6項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第83条を次のように改める。

(設備の基準)

第83条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とする。

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせるもの及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な人員を置かなければならない。

第84条第10項中「。以下同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第85条（見出しを含む。）中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第86条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「。第93条において同じ」を削る。

第87条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第88条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第88条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験であってはならない。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第90条から第94条まで 削除

第113条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準

に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 医療型児童発達支援
第1節 基本方針（第62条）
第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）
第3節 設備に関する基準（第65条）
第4節 運営に関する基準（第66条—第71条）」

を

「第4章 削除」

に改める。

第2条第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第5号中「、第62条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第1項ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第4項第1号及び第8項」を「及び第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「、第4項及び第5項」を「及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項本文」を「第7項本文及び前項本文」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「便所」の次に「、静養室」を加え、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号の食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項の改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この項及び次項において「

保護者」という。)による評価(次項において「保護者評価」という。)」に改め、同項第1号及び第5号中「その保護者」を「保護者」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項の指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項の領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂(次条第4項において「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害

児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行う者を除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

。

第55条の6中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第59条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第78条及び第78条の3中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第81条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に改める。

第81条の9中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第27条の2に、「、第50条、第51条」を「

児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「という。）」の次に「及び障害児(15歳以上の者に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項の障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項の障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。))」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けられることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、

その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児についてアセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上で留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第3項の移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項の移行支援計画の変更について準用する。

第23条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項の新型インフルエンザ等感染症、同条第8項の指定感染症又は同条第9項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第3号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第50条第1項の改正規定及び第3条中横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、第1条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第83条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達

- 支援センターを設置しているものとみなされている者については、新設備運営基準条例第84条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧設備運営基準条例」という。）第83条第5号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第6号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第83条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第83条第5号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第6号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第84条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 6 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、第2条の規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 7 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に指定（改正法第2条の規定による改正前の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をいう。次項において同じ。）を受けている第2条の規定による改正前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支

援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 10 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第78条、第78条の3、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

横浜市条例第22号

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の5」を「第149条の6」に改める。

第2条第6号中「、指定通所支援基準条例第62条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項の指定計画相談支援をいう。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項の指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。)に」を加える。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第4項中「により都道府県知事」を「により市長」に改める。

第46条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定

の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定するこ
とに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため
、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に
把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の
自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定す
ることに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の
支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作
業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「に規定する」を「第27条第2項の」に改
める。

第95条中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第95条の5第1号及び第2号中「第149条の4」を「第149条
の5」に改める。

第95条の6中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改め
る。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項
の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会
生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮
しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項
の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常
生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定
の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に
「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に

」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第149条の5中「第149条の5」を「第149条の6」に改め、「第59条第1項」の次に「及び第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）」を加え、「、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と」を削り、第9章第4節の2中同条を第149条の6とし、第149条の4を第149条の5とし、第149条の3の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第149条の4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス基準条例第124条第1項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。第150条第1号において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準条例第124条第1項の指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下この章において同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項の介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項の介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に当該指定通所リハビリテーション事業所を利用する者用に確保されている食堂（指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準条例第123条の指定通所リハビリテーションをいう。以下この章において同じ。）に供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を指定通所リハビリテーションを利用する者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を利用する者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションを利用する者の数を指定通所リハビリテーションを利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の

利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第150条の3の病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及びア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。
- ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療

法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。
イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第159条の5中「第59条第1項」の次に「及び第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）」を加え、「、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と」を削る。

第172条中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第185条中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第189条第4項中「神奈川県及び」を削る。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改め、「特例訓練等給付費」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項の工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と」を加える。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改め、「第2項及び第3項」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項の工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と」を加える。

第194条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された

もの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第194条の12中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第194条の14第1項第2号中「利用者の数の」を「場合の」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項の指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号の指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項の相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項の指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号の指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第 194 条 の 17 削 除

第 194 条 の 18 の 見 出 し 中 「 訪 問 」 を 「 訪 問 等 」 に 改 め 、 同 条 中 「 お お む ね 週 に 1 回 以 上 、 」 を 「 定 期 的 に 」 に 改 め 、 「 よ り 」 の 次 に 「 、 又 は テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 、 」 を 加 え る 。

第 194 条 の 20 中 「 第 4 項 から 第 7 項 ま で 」 を 「 第 5 項 から 第 8 項 ま で 」 に 、 「 同 条 第 8 項 」 を 「 同 条 第 9 項 」 に 、 「 同 条 第 10 項 」 を 「 同 条 第 11 項 」 に 、 「 第 194 条 の 6 中 」 を 「 第 194 条 の 6 第 1 項 中 」 に 改 め る 。

第 195 条 中 「 又 は 食 事 」 を 「 若 し く は 食 事 」 に 改 め 、 「 効 果 的 に 」 の 次 に 「 行 い 、 又 は こ れ に 併 せ て 、 居 宅 に お け る 自 立 し た 日 常 生 活 へ の 移 行 を 希 望 す る 入 居 者 に つ き 当 該 日 常 生 活 へ の 移 行 及 び 移 行 後 の 定 着 に 関 す る 相 談 、 住 居 の 確 保 に 係 る 援 助 そ の 他 居 宅 に お け る 自 立 し た 日 常 生 活 へ の 移 行 及 び 移 行 後 の 定 着 に 必 要 な 援 助 を 適 切 か つ 効 果 的 に 」 を 加 え る 。

第 198 条 の 2 第 3 項 中 「 必 要 な 援 助 」 の 次 に 「 を 行 い 、 又 は こ れ に 併 せ て 居 宅 に お け る 自 立 し た 日 常 生 活 へ の 移 行 後 の 定 着 に 必 要 な 援 助 」 を 加 え る 。

第 198 条 の 5 中 第 4 項 を 第 5 項 と し 、 第 3 項 を 第 4 項 と し 、 第 2 項 を 第 3 項 と し 、 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 指 定 共 同 生 活 援 助 事 業 者 は 、 利 用 者 が 自 立 し た 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を 営 む こ と が で き る よ う 、 利 用 者 の 意 思 決 定 の 支 援 に 配 慮 し な け れ ば な ら ない 。

第 198 条 の 6 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 サ ー ビ ス 管 理 責 任 者 は 、 業 務 を 行 う に 当 た っ て は 、 利 用 者 の 自 己 決 定 の 尊 重 を 原 則 と し た 上 で 、 利 用 者 が 自 ら 意 思 を 決 定 す る こ と に 困 難 を 抱 え る 場 合 に は 、 適 切 に 利 用 者 へ の 意 思 決 定 の 支 援 が 行 わ れ る よ う 努 め な け れ ば な ら ない 。

第 198 条 の 6 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(地 域 と の 連 携 等)

第 198 条 の 7 指 定 共 同 生 活 援 助 事 業 者 は 、 指 定 共 同 生 活 援 助 の 提 供 に 当 た っ て は 、 地 域 住 民 又 は そ の 自 発 的 な 活 動 等 と の 連 携 及 び 協 力 を 行 う こ と そ の 他 の 地 域 と の 交 流 を 図 ら ね ば な ら ない 。

2 指 定 共 同 生 活 援 助 事 業 者 は 、 指 定 共 同 生 活 援 助 の 提 供 に 当 た っ て は 、 利 用 者 及 び そ の 家 族 、 地 域 住 民 の 代 表 者 、 共 同 生 活 援 助 に つ い て 知 見 を 有 す る 者 並 び に 市 町 村 の 担 当 者 等 に よ り 構 成 さ れ る 協 議 会 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。 以 下 こ の 条 及 び 第 200 条 の 14 に お い て 「 地 域 連 携 推 進 会 議 」 と い う 。) を 開 催 し 、 お お む ね 1 年 に 1 回 以 上 、 地 域 連 携 推 進 会 議 に お い て 、 事 業 の 運 営 に 係 る 状 況 を 報 告 す る と

ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項の新型インフルエンザ等感染症、同条第8項の指定感染症又は同条第9項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第200条の5中「、第76条」を削り、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第200条の6中「行われる」の次に「相談、」を加え、「、食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の7中「、食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の14の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同条に第1項

- から第5項までとして次の5項を加える。
- 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。
- 第201条中「、第76条」を削り、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に、「同条第2項中「共同生活援助計画」を「同条第3項中「共同生活援助計画」に改める。
- 第201条の2中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。
- 第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。
- 第201条の12中「、第76条」を削り、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に、「同条第2項中「共同生活援助計画」を「同条第3項中「共同生活援助計画」に改める。
- 第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。
- 第206条第1項中「第149条の5」を「第149条の6」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」

を
「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第161条の2）

第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）

第3節 設備に関する基準（第161条の5）

第4節 運営に関する基準（第161条の6—第161条の9）」

に改める。

第3条第1項中「及び第9章」を「、第9章、第10章及び第11章」に改める。

第27条第2項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。第171条の2において同じ」を加える。

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行

う事業所（以下この条において「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（準用）

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第 161 条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第 161 条の 9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練

等給付費」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「第171条」を「第171条の2」に改める。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加える。

（横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号ア(イ)及びウ並びに同項第2号ア(ア)及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める

。第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することと困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当

- たつては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行う会議）とができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。
（地域移行等意向確認担当者の選任等）
- 第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。
- 第33条第4項中「神奈川県及び」を削る。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条第4項中「より都道府県知事」を「より市長」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附則第2項第1号ただし書中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

（横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項の医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対し」を「及び当該利用者又は障害児の保護者に対しして指定計画相談支援（法第51条の17第2項の指定計画相談支援を

いう。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項の指定障害児相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定する際に困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「」を削り、「」という。)に置く」を「に置く」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第84条及び第87条中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」

に改める。

第88条第1項中「、指定通所支援基準条例第62条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」を

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）
第5章の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）」

に改める。

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第17条第8項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。第68条の2において同じ」を、「行う者」の次に「（第60条の6において「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として省

- 令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。第4項において同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (実施主体)
- 第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。
- (評価及び整理の実施)
- 第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際に

は、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿

5 っ て 地 域 生 活 へ の 移 行 に 向 け た 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。
障 害 者 支 援 施 設 は、利 用 者 の 当 該 障 害 者 支 援 施 設 以 外 に お け
る 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 (法 第 29 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 障
害 福 祉 サ ー ビ ス 等 を い う。以 下 同 じ。) の 利 用 状 況 等 を 把 握 す
る と と も に、利 用 者 の 自 己 決 定 の 尊 重 及 び 意 思 決 定 の 支 援 に 配
慮 し つ つ、利 用 者 の 当 該 障 害 者 支 援 施 設 以 外 に お け る 指 定 障 害
福 祉 サ ー ビ ス 等 の 利 用 に 関 す る 意 向 を 定 期 的 に 確 認 し、一 般 相
談 支 援 事 業 又 は 特 定 相 談 支 援 事 業 を 行 う 者 と 連 携 を 図 り つ つ、
必 要 な 援 助 を 行 わ ね ば な ら ない。

第 11 条 第 1 項 第 2 号 ア (イ) 及 び ウ 並 び に 同 項 第 3 号 ア (ア) 及 び ウ 中
「 又 は 作 業 療 法 士 」 を 「、 作 業 療 法 士 又 は 言 語 聴 覚 士 」 に 改 め る

。 第 18 条 中 第 3 項 を 第 4 項 と し、第 2 項 を 第 3 項 と し、第 1 項 の
次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 障 害 者 支 援 施 設 は、利 用 者 が 自 立 し た 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活
を 営 む こ と が で き る よ う、利 用 者 の 意 思 決 定 の 支 援 に 配 慮 す る
よ う 努 め な け れ ば な ら ない。

第 19 条 第 2 項 中 「 行 い 」 を 「 行 う と と も に、利 用 者 の 自 己 決 定
の 尊 重 及 び 意 思 決 定 の 支 援 に 配 慮 し つ つ 」 に 改 め、同 項 に 後 段 と
し て 次 の よ う に 加 え る。

こ の 場 合 に お い て、サ ー ビ ス 管 理 責 任 者 は、第 20 条 の 3 第 1
項 の 地 域 移 行 等 意 向 確 認 担 当 者 (以 下 「 地 域 移 行 等 意 向 確 認 担
当 者 」 と い う。) が 把 握 し た 利 用 者 の 地 域 生 活 へ の 移 行 に 関 す
る 意 向 等 を 踏 ま え る も の と す る。

第 19 条 第 10 項 中 「 第 7 項 」 を 「 第 8 項 」 に、「 第 8 項 」 を 「 第
9 項 」 に 改 め、同 項 を 同 条 第 11 項 と し、同 条 中 第 9 項 を 第 10 項 と
し、第 8 項 を 第 9 項 と し、同 条 第 7 項 中 「 利 用 者 」 の 次 に 「 及 び
当 該 利 用 者 に 対 し て 指 定 計 画 相 談 支 援 (法 第 51 条 の 17 第 2 項 に 規
定 す る 指 定 計 画 相 談 支 援 を い う。) を 行 う 者 」 を 加 え、同 項 を 同
条 第 8 項 と し、同 条 第 6 項 中 「 第 4 項 」 を 「 第 5 項 」 に 改 め、同
項 を 同 条 第 7 項 と し、同 条 第 5 項 中 「 会 議 (」 の 次 に 「 利 用 者 及
び 当 該 」 を、「 担 当 者 等 」 の 次 に 「 (地 域 移 行 等 意 向 確 認 担 当 者
を 含 む。) 」 を、「 開 催 し 」 の 次 に 「、当 該 利 用 者 の 生 活 に 対 す
る 意 向 等 を 改 め て 確 認 す る と と も に 」 を 加 え、同 項 を 同 条 第 6 項
と し、同 条 中 第 4 項 を 第 5 項 と し、第 3 項 を 第 4 項 と し、第 2 項
の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 ア セ ス メ ン ト に 当 た っ て は、利 用 者 が 自 ら 意 思 を 決 定 す る こ
と に 困 難 を 抱 え る 場 合 に は、適 切 に 意 思 決 定 の 支 援 を 行 う た め
、当 該 利 用 者 の 意 思 及 び 選 好 並 び に 判 断 能 力 等 に つ い て 丁 寧 に
把 握 し な け れ ば な ら ない。

- 第20条に次の1項を加える。
- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに関する困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- 第20条の次に次の2条を加える。
- (地域との連携等)
- 第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができきるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- (地域移行等意向確認担当者の選任等)
- 第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に

報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附則第3項第2号ただし書中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（地域との連携等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下この項において「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の12において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第200条の14、第3条の規定による改正後の横浜市指定障害者支援

施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。）第28条の2並びに第6条の規定による改正後の横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第2項及び第3項並びに第200条の14第2項及び第3項、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の2第2項及び第3項並びに新障害者支援施設基準条例第20条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項及び第200条の14第4項、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の2第4項並びに新障害者支援施設基準条例第20条の2第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の3及び新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の3第1項及び新障害者支援施設基準条例第20条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の3第2項及び新障害者支援施設基準条例第20条の3第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

横浜市条例第23号

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年12月横浜市条例第77号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。」を加え、同条に次の2項を加える。

11 指定介護老人福祉施設に横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)第91条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第79号)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定

介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「及び第33条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える

。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない

。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号中「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「第34条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える

。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力

病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（設置））

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月横浜市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「第34条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える

。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。）を定期的に開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削

る。

(横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第1項第4号ア中「一般入所者(入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)第220条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)第208条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)」を「入所者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「及び一般入所者」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第2項、第8項」を削り、「第10項」を「第7項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「又は第2項第1号イ」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第5項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「又は第2項第2号イ」を削り、同項を同条第6項とし、同条第10項中「又は第2項第3号」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同条第12項を削る。

第23条第3項を削る。

第26条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職

員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える

。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

別表を削る。
（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条に次の1項を加える。

8 特別養護老人ホームに横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例

第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)第91条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所若しくは横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)、横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。)

第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。)

第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び第28条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たす

こととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）
- 第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える

。5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第11項中「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に、「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準等条例」に、「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」に改める。

第49条中「、第32条の2、第34条」を「から第32条の3まで、第34条」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「、第32条の2、第35条」を「から第32条の3まで、第35条」に改める。

（横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する

。第3条第3項中「横浜市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第28条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第33条第2項中「横浜市が派遣する」を「市町村等が派遣する」に、「横浜市が実施する」を「市町村が実施する」に改める。
第35条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式。その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第5項中「横浜市」を「市町村」に改める。

附則第16項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式。その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第257条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加

える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第42条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第45条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第49条中第6号を第9号とし、第5号を削り、同条第4号中「もの」の次に「とし、これらの者のうち1人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第53条第1項第1号中「次条において準用する第32条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「第1号」の次に「及び第3号から第5号まで」を加え、「5年間」を「2年間」に改め、「から第4号まで」を削り、「2年間」を「5年間」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第49条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第57条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第63条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を
第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利
用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合
を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記
録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はそ
の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない
。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をするこ
とが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合
には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又
はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第69条第2項中「第3号まで及び第5号から第7号」を「第4
号まで及び第6号から第8号」に、「第4号」を「第5号」に改
め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同
号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定に
よる」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定す
る」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第
4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第
5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の
1号を加える。

- (3) 第63条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第72条第1項第2号中「(以下「理学療法士等」という。)」
を削り、同条第3項中「第71条第1項」の次に「から第3項まで
」を加え、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4
項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定
により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介
護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老
人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平
成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という
。) 第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に
関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院
基準」という。) 第4条に規定する人員に関する基準を満たす
ことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみな

すことができる。

第76条中「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改め、同条第5号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改め、「指定居宅サービス等をいう」の次に「。第237条第2号及び第253条第2号において同じ」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第77条第1項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第79条第2項中「及び第3号から第5号」を「、第2号及び第4号から第6号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同

項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第76条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第80条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条第1項中第7号を第11号とし、第4号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の4号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(7) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第86条第2項中第7号を第11号とし、第3号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第86条第3項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記

録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第88条第2項中「第1号」の次に「及び第3号から第5号まで」を加え、「5年間」を「2年間」に改め、「から第4号まで」を削り、「2年間」を「5年間」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第86条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第92条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第96条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第103条第2項中「及び第3号から第5号まで」を「から第3号まで、第5号及び第6号」に、「第2号」を「第4号」に改め、同項第5号を削り、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「に規定す

る」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第96条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第107条中「第103条第2項第2号」を「第103条第2項第4号」に、「同項第3号」を「同項第5号」に、「同項第4号」を「同項第6号」に改める。

第124条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第127条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第128条第1項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）」に改め、同条第3項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同項を同条第5項とし、

同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第132条第2項中「及び第3号から第5号」を「、第2号及び第4号から第6号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第127条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第136条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第142条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第5項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第153条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第153条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第156条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第163条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第168条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第172条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第174条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第176条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介

護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第184条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第185条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第189条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第174条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第191条第5項中「短期入所療養介護従業者」を「ユニット型指定短期入所療養介護従業者」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第196条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第200条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第

2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第219条において準用する第153条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器

（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第201条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第210条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第210条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保してい

ること。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第218条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第219条中「及び第146条」を「、第146条及び第153条の2」に改める。
- 第223条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第229条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第230条中「第209条まで」の次に「、第210条の2」を加える。
- 第233条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第237条中第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の4号を加える。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
 - (8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はそ

の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第237条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第238条第1項中「内容等」を「内容、第5項に規定するモニタリングを行う時期等」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第243条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第 244 条第 2 項中「、第 2 号及び第 4 号から第 6 号」を「から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 237 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第 248 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第 253 条中第 4 号を第 10 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 253 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、

提案を行うものとする。

第 254 条に次の 1 項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第 255 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 253 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 257 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第 8 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 194 条第 1 項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 25 条中第 9 号を第 13 号とし、第 8 号を第 12 号とし、第 7 号の次に次の 4 号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第43条第2項中「第8号」を「第9号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第48条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第59条第2項中「及び第3号から第5号」を「、第2号及び第4号から第6号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

- (7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第60条の19第2項中「第3号まで、第5号及び第6号」を「第4号まで、第6号及び第7号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第60条の20の4中「第60条の19第2項第4号」を「第60条の19第2項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第6号を第10号とし、第3号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第60条の37第2項中「、第2号及び第4号から第7号」を「から第3号まで及び第5号から第8号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (8) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第80条第2項中「及び第3号から第6号」を「、第2号及び第4号から第7号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第109条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7

号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第109条第2項中「第4号」を「第3号」に、「第6号」を「第5号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項に次の1号を加える。

- (8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第119条第6項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第129条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第 123 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 127 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 129 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 130 条中「及び第 106 条」を「、第 106 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 132 条第 7 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第

2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 複数の種類の介護機器を活用していること。
 (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第140条第5項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第150条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第148条第2項中「地域密着型特定施設従業者」を「当該指定地域密着型特定施設の従業者」に改める。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 (3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関そ

の他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第100条」を「、第100条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第159条第7項中「その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条、第169条第5号及び第178条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第167条の2中「入所者の」を「入居者の」に改め、「医師」の次に「及び第174条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号を次のように改める。

(5) 第159条第7項の規定による身体的拘束等の態様等の記録を行うこと。

第169条第6号を削り、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同号を同条第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

第171条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第174条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下この章において「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

(1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第180条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第181条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第182条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第187条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同項第6号中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第191条第2項第4号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第191条第2項第4号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第192条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第194条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第9条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センターをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第5条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。））を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サ

- 一 サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- (2) の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。
- (2) の 3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (2) の 4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

ない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (2) の5 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問して利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第32条第2項中「第2号」を「第3号」に、「第3号から第5号」を「第2号及び第4号から第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第33条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第10条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第45条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第46条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第247条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第50条の4の見出しを「(掲示等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第51条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項各号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第54条中第6号を第9号とし、第5号を削り、同条第4号中「もの」の次に「とし、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第57条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「第7号」を「第8号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第68条第11号」を「第68条第15号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第68条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第68条第15号中「及び第10号から第14号」を「、第9号及び第14号から前号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第14号中「第12号」を「第16号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第8号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の4号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第69条第4項中「前条第15号」を「前条第19号」に改める。

第71条第1項第2号中「（以下「理学療法士等」という。）」を削り、同条第3項中「第72条第1項に規定する人員」を「第72条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「

、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第105条第5項において「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第105条第5項において「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。第75条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第78条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第76条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。第78条中「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改め、同条第1号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に、「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第233条第4号及び第245条第3号において同じ」を加え、同条第2号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第4号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第14号中「第12号」を「第17号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第17号とし、同条第11号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の4号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第78条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第84条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項各号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 第87条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- 第87条第1項中第7号を第11号とし、第4号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第87条第2項中第7号を第11号とし、第3号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第87条第3項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第105条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53

条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第110条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第113条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第113条第2号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）」に改め、同条第3号及び第4号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同条第13号中「第11号」を「第16号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第17号とし、同条第11号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の4号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第113条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め

、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。
(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第118条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第124条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第127条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第128条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第128条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第131条第2項第1号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第132条中「第50条の8まで」を「第50条の9まで（同条第2項を除く。）」に改める。

第 147 条 中 第 5 項 を 第 6 項 と し、 第 4 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え
る。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、
ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければ
ならない。

第 156 条 第 1 項 第 2 号 を 削 り、 同 項 第 3 号 中 「（前号に該当す
るものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号
中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号
を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第 157 条 第 1 項 第 2 号 を 削 り、 同 項 第 3 号 中 「（指定介護療養
型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号と
し、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2
項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改
める。

第 158 条 中 「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院
の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法
律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第
2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）
」を削る。

第 160 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適
正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テ
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介
護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の
ための研修を定期的に実施すること。

第 162 条 第 2 号 中 「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人
性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知
症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第 163 条 第 2 項 第 1 号 から 第 5 号 までの 規 定 中 「に 規 定 す る」
を「の規定による」に改める。

第 164 条 中 「、第50条の8」を「から第50条の9まで（同条第
2項を除く。）」に改める。

第 174 条 第 1 項 中 「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護
の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入
所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保

健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第189条第1項に規定する設備」を「第189条第1項及び第2項に規定する設備」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に限る。）を有することとする。

第177条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第186条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第200条において準用する第128条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第187条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第193条の次に次の1条を加える。

(口 腔 衛 生 の 管 理)

第 193 条 の 2 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、
利 用 者 の 口 腔 の 健 康 の 保 持 を 図 り、 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む こ
と が で き る よ う、 口 腔 衛 生 の 管 理 体 制 を 整 備 し、 各 利 用 者 の 状
態 に 応 じ た 口 腔 衛 生 の 管 理 を 計 画 的 に 行 わ な け れ ば な ら ない。
第 197 条 中 第 2 項 を 第 7 項 と し、 同 条 第 1 項 の 次 に 次 の 5 項 を
加 え る。

- 2 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、 前 項 の 規 定
に 基 づ き 協 力 医 療 機 関 を 定 め る に 当 た っ て は、 次 に 掲 げ る 要 件
を 満 た す 協 力 医 療 機 関 を 定 め る よ う に 努 め な け れ ば な ら ない。
 - (1) 利 用 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等 に お い て、 医 師 又 は 看 護 職
員 が 相 談 対 応 を 行 う 体 制 を 常 時 確 保 し て い る こ と。
 - (2) 当 該 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 か ら の 診
療 の 求 め が あ っ た 場 合 に お い て、 診 療 を 行 う 体 制 を 常 時 確 保
し て い る こ と。
 - (3) 利 用 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等 に お い て、 協 力 医 療 機 関 そ
の 他 の 医 療 機 関 の 医 師 が 診 療 を 行 い、 入 院 を 要 す る と 認 め ら
れ た 利 用 者 の 入 院 を 原 則 と し て 受 け 入 れ る 体 制 を 確 保 し て い
る こ と。
- 3 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、 1 年 に 1 回
以 上、 協 力 医 療 機 関 と の 間 で、 利 用 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等
の 対 応 を 確 認 す る と と も に、 協 力 医 療 機 関 の 名 称 等 を 市 長 に 届
け 出 な け れ ば な ら ない。
- 4 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、 感 染 症 の 予
防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 (平 成 10 年 法 律
第 114 号) 第 6 条 第 17 項 に 規 定 す る 第 二 種 協 定 指 定 医 療 機 関 (次
項 に お い て 「 第 二 種 協 定 指 定 医 療 機 関 」 と い う 。) と の 間 で
、 新 興 感 染 症 (同 条 第 7 項 に 規 定 す る 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 感
染 症、 同 条 第 8 項 に 規 定 す る 指 定 感 染 症 又 は 同 条 第 9 項 に 規 定
す る 新 感 染 症 を い う 。 次 項 に お い て 同 じ 。) の 発 生 時 等 の 対 応
を 取 り 決 め る よ う に 努 め な け れ ば な ら ない。
- 5 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、 協 力 医 療 機
関 が 第 二 種 協 定 指 定 医 療 機 関 で あ る 場 合 に お い て は、 当 該 第 二
種 協 定 指 定 医 療 機 関 と の 間 で、 新 興 感 染 症 の 発 生 時 等 の 対 応 に
つ い て 協 議 を 行 わ な け れ ば な ら ない。
- 6 指 定 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 者 は、 利 用 者 が 協
力 医 療 機 関 そ の 他 の 医 療 機 関 に 入 院 し た 後 に、 当 該 利 用 者 の 病
状 が 軽 快 し、 退 院 が 可 能 と な っ た 場 合 に お い て は、 再 び 当 該 指
定 介 護 予 防 特 定 施 設 に 速 や か に 入 居 さ せ る こ と が で き る よ う に
努 め な け れ ば な ら ない。

第 199 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 200 条中「第 50 条の 11 まで（第 50 条の 9 第 2 項を除く。）」を「第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10 から第 50 条の 11 まで」に改め、「第 108 条の 4」の次に「、第 128 条の 2」を加える。

第 211 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 216 条第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 217 条中「第 50 条の 11 まで（第 50 条の 9 第 2 項を除く。）」を「第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10 から第 50 条の 11 まで」に改め、「から第 194 条まで」を「、第 193 条、第 194 条」に改める。

第 221 条第 1 項中「介護保険法施行令」の次に「（平成 10 年政令第 412 号）」を加える。

第 222 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 229 条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第 230 条第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同項第 1 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 第 233 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第 233 条中第 7 号を第 12 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 233 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号

の次に次の1号を加える。

- (4) 福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第234条第1項中「期間等」を「期間、第5項に規定するモニタリングを行う時期等」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第237条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第242条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第245条第8号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第243条中「第229条第3項」を「第229条第4項」に改める。

第245条中第5号を第11号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (8) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(10) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 245 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 246 条に次の 1 項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第 247 条第 1 項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 11 条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項中「附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「。第 45 条第 6 項において同じ」を削る。

第 11 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 12 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ

の他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。第41条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 第43条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第43条第14号中「第12号」を「第16号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第13号を第17号とし、第10号から第12号までを4号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の4号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規

模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併
 設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内
 の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回
 ・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回
 ・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型
 訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1
 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪
 問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運
 営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下
 「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定
 する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指
 定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護
 事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行ってい
 る場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予
 防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）
 」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行
 為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改
 め、同条第2項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の
 状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等
 」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第4
 項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を
 加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束
 等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 い。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テ
 レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
 を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介
 護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の
 ための研修を定期的に実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担
 軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当
 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の
 効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資す

る取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第66条第2項中「、第2号」を「から第3号まで」に、「第4号」を「第5号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容等の記録

第66条第2項第5号を削り、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項に次の1号を加える。

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

第93条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第12条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め

、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実地実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「次章」の次に「（第33条第29号を除く。）」を加える。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第31条第2項中「第2号」を「第6号」に、「第3号」を「第2号」に改め、同項第1号オ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

(5) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(6) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録

第33条第2号の次に次の4号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(2)の4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(2)の5 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第33条第16号ア中「及び当該指定介護予防支援の評価期間が終

了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回は利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができ。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年3月横浜市条

例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(虐待の防止の措置に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、第8条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)第3条第3項(新指定居宅サービス基準条例第82条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第40条の2(新指定居宅サービス基準条例第89条において準用する場合に限る。)並びに第11条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第50条の10の2(新指定介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第87条及び新指定介護予防サービス基準条例第83条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とす。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第32条の2(新指定居宅サービス基準条例第89条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2(新指定介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第1項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第2項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第3項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とす。

る。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「指定介護老人福祉施設基準等条例」という。）第6条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定、第2条中横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定、第3条中横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「介護医療院基準条例」という。）第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定、第4条中横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「養護老人ホーム基準条例」という。）第13条第1項第4号アの改正規定、同条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第3項とする改正規定、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を削る改正規定、同条第7項の改正規定、同項ただし書を削り、同項を同条第5項とし、同条第8項を削る改正規定、同条第9項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第10項の改正規定、同項ただし書を削り、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同条第12項を削る改正規定、第23条第3項を削る改正規定及び別表を削る改正規定、第6条中横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第3項、第13条第3項第2号、第33条第2項、第35条第1項及び附則第5項の改正規定、第7条中横浜市指定居宅サービス事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第9条第2項第2号、第53条第1項第1号、第72条第1項第2号及び第76条の改正規定、同条第5号の改正規定（「理学療法士等を」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分に限る。）、第77条第1項、第3項及び第4項の改正規定、第80条の改正規定、第128条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第257条第1項の改正規定、第8条中横浜市指定地域密着型サービス事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第10条第2項第2号及び第148条第2項の改正規定、第167条の2の改正規定（

「入所者の」を「入居者の」に改める部分に限る。)並びに第194条第1項の改正規定、第9条中横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)第7条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定、第10条中横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指定介護予防サービス基準条例」という。)第46条の2第2項第2号、第71条第1項第2号及び第76条の改正規定、第78条の改正規定(「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改める部分に限る。)、同条第1号の改正規定(「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分に限る。)、同条第2号、第4号、第5号及び第10号から第13号までの改正規定、第113条第2号から第5号まで及び第10号から第12号までの改正規定並びに第132条、第164条及び第247条第1項の改正規定、第11条中横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第12条第2項第2号及び第93条第1項の改正規定並びに第12条中横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のため効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第7条第4項第2号及び第36条第1項の改正規定 公布の日

- (2) 第7条中指定居宅サービス基準条例第57条第1項ただし書の改正規定、第63条の改正規定、第69条第2項の改正規定、第72条第3項の改正規定、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第76条第5号の改正規定(「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分を除く。)、同号を同条第9号とし、同条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に4号を加える改正規定、第77条第5項の改正規定、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定、第79条第2項の改正規定、第86条の改正規定、第88条第2項の改正規定、第124条第5項の改正規定、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に1項を加える改正規定、第127条の改正規定、第128条第6項の改正規定、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とする改正規定、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定及び第13

2 条第2項の改正規定並びに第10条中指定介護予防サービス基
 準条例第57条第1項ただし書の改正規定、第65条第2項の改正
 規定、第68条の改正規定、第69条第4項の改正規定、第71条第
 3項の改正規定、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1
 項を加える改正規定、第75条第2項の改正規定、第78条第14号
 の改正規定、同号を同条第19号とする改正規定、同条第13号を
 同条第18号とする改正規定、同条第12号を同条第17号とする改
 正規定、同条第11号を同条第16号とする改正規定、同条第10号
 を同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9
 号とし、同号の次に4号を加える改正規定、同条中第7号を第
 8号とする改正規定、同条第6号の改正規定、同号を同条第7
 号とする改正規定、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号
 の次に1号を加える改正規定、第84条第2項の改正規定、第87
 条の改正規定、第105条第5項の改正規定、同項を同条第6項
 とし、同条第4項の次に1項を加える改正規定、第110条第2
 項の改正規定、第113条第13号の改正規定、同号を同条第18号
 とする改正規定、同条第12号を同条第17号とする改正規定、同
 条第11号を同条第16号とする改正規定、同条第10号を同条第15
 号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9号とし、同
 号の次に4号を加える改正規定、同条中第7号を第8号とする改
 正規定、同条第6号の改正規定、同号を同条第7号とする改
 正規定及び同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に1
 号を加える改正規定 令和6年6月1日

(重要事項の掲示等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年
 3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定介護老人福
 祉施設基準等条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準等条例」
 という。)第34条第3項(新指定介護老人福祉施設基準等条例第
 54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、
 同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定す
 る重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用
 する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除
 」と、第2条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例(以
 下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第35条第3項(以
 下「新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を
 含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原
 則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところに
 より、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。
 」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の介護
 医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第

35条第3項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第29条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の指定居宅サービス基準条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）第34条第3項（新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条（新指定居宅サービス基準条例第170条において準用する場合を含む。）、第170条の4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条及び第230条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス基準条例第243条第3項（新指定居宅サービス基準条例第256条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準等条例（以下「新指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第35条第3項（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第9条の規定による改正後の指定居宅介護支援基準条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しな

ければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の指定介護予防サービス基準条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第50条の4第3項（新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111条、第132条（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場合を含む。）、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条及び第217条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス基準条例第229条第3項（新指定介護予防サービス基準条例第243条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第142条第8項（新指定居宅サービス基準条例第170条の4において準用する場合を含む。）、第163条第10項、第176条第8項及び第191条第10項、新指定地域密着型サービス基準等条例第93条第7号及び第187条第7号、新指定介護予防サービス基準条例第124条第5項（新指定介護予防サービス基準条例第149条及び第154条の4において準用する場合を含む。）及び第160

条第5項（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第40条の3（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）及び新指定介護老人保健施設基準条例第40条の3（新指定介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新指定介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第5条の規定による改正後の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅サービス基準条例第153条の2（新指定居宅サービス基準条例第170条、第170条の4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第108条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防サービス基準条例第128条の2（新指定介護予防サービス基準条例第149条、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）及び第200条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第210条の2（新指定居宅サービス基準条例第230条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防サービス基準条例第193条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

6 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第33条第1項（新指定介護老人福祉施設基準等条例

第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例第26条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第174条第1項の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

横 浜 市 条 例 第 24 号

横 浜 市 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 会 委 員 会 条 例 (昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 条 例 第 28 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 を 次 の よう に 改 め る 。

(1) 政 策 経 営 ・ 総 務 ・ 財 政 委 員 会 11 人

政 策 経 営 局 、 総 務 局 、 デ ジ タ ル 統 括 本 部 、 財 政 局 、 会 計 室 、 選 挙 管 理 委 員 会 、 人 事 委 員 会 、 監 査 委 員 及 び 議 会 局 の 所 管 に 属 す る 事 項

第 2 条 第 6 号 を 次 の よう に 改 め る 。

(6) 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 ・ み どり 環 境 ・ 資 源 循 環 委 員 会

10 人

脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 局 、 み どり 環 境 局 、 資 源 循 環 局 及 び 農 業 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 事 項

第 2 条 第 8 号 を 次 の よう に 改 め る 。

(8) 下 水 道 河 川 ・ 水 道 ・ 交 通 委 員 会 10 人

下 水 道 河 川 局 、 水 道 局 及 び 交 通 局 の 所 管 に 属 す る 事 項

第 9 条 の 2 第 1 項 中 「 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 そ の 他 の 重 大 な 感 染 症 の ま ん 延 又 は 災 害 等 の 発 生 等 」 を 「 大 規 模 な 災 害 等 の 発 生 等 又 は 重 大 な 感 染 症 の ま ん 延 」 に 改 め 、 「 委 員 を 」 の 次 に 「 当 該 」 を 加 え 、 同 条 第 3 項 中 「 参 加 し た 」 を 「 参 加 す る 」 に 、 「 委 員 会 に 出 席 し た も の と み な し て 、 こ の 条 例 の 規 定 を 適 用 す る 」 を 「 こ の 条 例 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 当 該 委 員 会 に 出 席 し て い る も の と み な す 」 に 改 め る 。

第 15 条 の 見 出 し 中 「 申 し 出 」 を 「 申 出 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 項 の 規 定 に よ る 申 出 は 、 委 員 長 が 定 め る と こ ろ に よ り 、 委 員 長 が 定 め る 電 子 情 報 処 理 組 織 (委 員 会 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 (入 出 力 装 置 を 含 む 。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ 。) と そ の 通 知 の 相 手 方 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 を い う 。 第 19 条 に お い て 同 じ 。) を 使 用 す る 方 法 に よ り 行 う こ と が で き る 。

第 16 条 第 3 項 中 「 、 オ ン ラ イ ン に よ る 方 法 を 活 用 し た 委 員 会 で な い 場 合 に お い て も 」 を 削 り 、 同 条 第 4 項 中 「 参 加 し た 」 を 「 参 加 す る 」 に 、 「 公 聴 会 に 出 席 し た も の と み な し て 、 こ の 条 例 の 規 定 を 適 用 す る 」 を 「 こ の 条 例 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 当 該 公 聴 会 に 出 席 し て い る も の と み な す 」 に 改 め る 。

第 19 条 を 次 の よう に 改 め る 。

(代 理 人 又 は 文 書 等 に よ る 意 見 の 陳 述)

第 19 条 公 述 人 は 、 代 理 人 に 意 見 を 述 べ さ せ 、 又 は 文 書 若 し く は 電

子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

第20条第4項中「、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても」を削り、同条第5項中「参加した」を「参加する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第21条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「委員会記録には、」を「委員長は、書記をして」に、「記載し」を「記載した委員会記録を作成させ」に改め、「委員長が」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の委員会記録の作成は、議長が定めるところにより、当該委員会記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

政策・総務・財政委員会	政策経営・総務・財政委員会
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	脱炭素・GREEN × EXPO 推進・みどり環境・資源循環委員会
水道・交通委員会	下水道河川・水道・交通委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

（横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部改正)

- 4 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「出席したもの」を「出席しているもの」に改める。

横 浜 市 条 例 第 25 号

横 浜 市 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条
例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成
16 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 67 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 中 「 規 則 （ 」 の 次 に 「 議 長 の 定 め る 規 程 、 」 を 加 え
、 同 条 第 2 号 ア 中 「 （ 議 会 を 除 く 。 ） 」 を 削 る 。

第 10 条 中 「 執 行 機 関 」 の 次 に 「 、 議 長 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。